

議事録

会議の名称	第6回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議
開催日時	令和7年3月26日 午後4時00分から
開催場所	上牧町役場 西館2階 第6会議室
出席者 （委員等）	西浦部会長、関委員、高畠委員、菊地委員、小倉委員
出席者 （事務局等）	教育総務課長、教育総務課長補佐
傍聴の有無	なし
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	1. 開会 2. 統合中学校 PTA 会則案の見直しについて 3. その他（連絡事項等） 4. 閉会
会議資料	・PTA 部会資料 7-2-1：「上牧中学校 PTA 会則（案4）」 ・PTA 部会資料 7-2-2：「上牧中学校 PTA 会則（案4 見え消し）」
決定事項	なし
特記事項	・資料に合わせ発言順を入れ替えて議事録を作成
次回日程	未定

内容（簡易対話形式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。
なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためICレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。
それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 統合中学校PTA会則案の見直しについて

西浦部会長 それでは案件事項を進める。本日のPTA部会会議は、前回の会議で検討・協議していただいた内容をもとに修正された会則案が資料として提出されている。事務局の説明をもとに、改めて文言等の修正がないか再度確認・協議し、改めて町PTA協議会の総会に上程する会則案の確定に向けた最終調整を行いたいと考えている。

（資料について事務局が説明）

西浦部会長 ただいまの説明について、何か質問等はあるか。

関委員 確認だが、前回までの会則案では、学年単位で専門委員会を割り当てるようになっていたが、今回、その部分を見直したということか。

事務局 お見込みのとおりである。前回の会議にて、学年単位で専門委員会を割り当てると、インフルエンザ等で学年閉鎖が起きた場合、専門委員会がまったく機能しなくなってしまうので、機能を維持するために、学年単位ではなく、学級から選出される3名の委員が3つの専門委員会のいずれかに属するようにするほうがいいという意見があり、そのように修正した。

関委員 承知した。

事務局 本部役員選出規定と委員選出規定の除外規定の表現はどうか。

西浦部会長 前年度までに対象生徒の保護者として委員を務めた場合は、除外対象ということを示す内容であるが、ただし書きがあるのは、兄弟関係で対象生徒以外のお子さんがある場合は対象になるということである。除外に関する内容を示す項目であるが、それに該当しないケースも記載している。

事務局 「兄弟関係」とあるのは「兄弟姉妹」としたほうがよいか。

全委員 その方がいいと思う。

事務局 承知した。

西浦部会長 「兄弟関係」の後ろの「等」は残しておいたほうがいいのか。

事務局 施設に入所しているケースもあるので、その点を考慮して「等」を残している。

西浦部会長 承知した。

事務局 このあと、この会則案を町 PTA 協議会の総会に上程しないとい
けないと認識している。審議になるのか、報告という取扱いにな
るのかは不明であるが、それに間に合わせるために、年度末のお
忙しい中、本日はお集まりいただいた。また、年度初めの PTA 総
会に上程するに当たっては、学校統合準備委員会、教育委員会で
の審議の段取りや総会での説明はどうするのかという問題もある
が、通常総会での説明はどのようにされているのか。皆さんは次
の PTA 総会には出席しないのか。

関委員 出席しない。次の役員のかたに引継ぎも終わっている。また、
いつもは書面開催である。今年度は集まる機会が全然なかったの
で、来年度は月 1 回程度集まろうかという話もあった。

事務局 説明の場があったほうが良いと思う。次の役員の方が説明して
くださるのであればありがたいが、内容を理解していないと説明
もしにくいと思うし、書面開催の場合、書類だけ送って理解を得
られるのか疑問である。

関委員 関係する学校それぞれでやり方が違うので、わからないと思
う。

事務局 後々説明を受けてないとか、内容がわからないということにな
っても困るので、あらかじめ説明しておいたほうが良いと考えて
いる。それが年度初めの PTA 総会の場になると思っていた。

関委員 開催予定を把握できていない。

事務局 先ほど担当課に確認したところ、開催時期については未定との

ことであった。

関委員 月に1回しようと話していた会議に関しては、次の会長に確認すればわかると思う。

西浦部会長 質問であるが、町PTA協議会に上程した際、その場で意見を言われた場合に、また修正作業を行うのか。統合のタイミングでの本部役員のかたについては当事者になるので、一番考えると思う。

事務局 基本的には報告と説明というかたちをとりたい。そこでの意見を踏まえて修正対応してしまうと、この部会や学校統合準備委員会での検討の意義が失われてしまう。このPTA会則はこれから先もずっと使い続けるものになるが、状況に応じて見直しをかけてもらうということになると思うので、統合時点ではこの会則でスタートして、適宜修正していただけたらいいと思う。

西浦部会長 他に意見はないか。

高島委員 補欠に関する規定が、役員・委員ともにあるが、いずれも補欠が発生してから協議して決めるという内容になっているが、最初に決めておかないのか。

事務局 補欠が発生してからではなく、あらかじめ決めておいたほうがいいということか。

高島委員 お見込みのとおりである。発生してから決めるとなると、どのタイミングでどうやって決めるのか、また決められるのかという問題がある。

関委員 私も同じ認識である。

菊地委員 上牧第二中学校は、最初から補欠を決めるようになっている。

事務局 補欠は役ではないという理解でいいか。

高島委員 お見込みのとおりである。一年間欠員が出なければ、次の年度は選出対象になる。

事務局 人数は決めているのか。

高島委員 1名ないし2名になると思う。本部はあまり欠員が出ることはないが、学級委員は補欠をあらかじめ決めておいたほうがいいと思う。

菊地委員 上牧第二中学校はどちらも補欠を決めていて、順位も決めている。

西浦部会長 実際に急な転出があって、役員に欠員が出たことがある。

高島委員 学級委員に関しては、現状、対象者が少なく選出に苦勞している。もし対象者がいなくなった場合に、除外されている人も対象にしないといけなくなるが、誰を対象にするのかということも決めておいたほうがいいと思う。

事務局 その場合、就学前の子どもがいる場合や役員関係など完全に除外されている人からは選べないのではないかと。学級委員経験があることで除外されている人から選ぶことになるように思う。掛け

持ちという方法はとられていないのか。

関委員 それは難しい。

事務局 一旦、本部役員はこのままで、学級委員については、あらかじめ補欠を決めるような内容に修正するという事でいいか。

全委員 異議なし。

事務局 修正対応については、事務局に一任していただくという事でいいか。

全委員 異議なし。

事務局 委員対象がいなくなった場合の「除外解除」はどのようにさせていただければよいか。

小倉委員 上牧第二中学校の会則には、その規定がある。

事務局 除外対象すべてが対象になるという内容であるが、同じ内容でいいか。

小倉委員 会計監査だけは対象外である。

高島委員 会計監査を除外する意味はあるのか。必ずしも前年度から連続でなるというわけでもない。

事務局 それでは、会計監査も対象とするという事でいいか。

全委員	異議なし。
事務局	本部役員は対象にするということでもいいか。
高島委員	本部役員を1回すれば、永久的に免除されると思って立候補されるかたもいるので、対象外でいいと思う。
事務局	対象者がなくなった場合の規定については、上牧第二中学校の規定を参考に、今の検討内容を踏まえた修正を行う。
西浦部会長	表現については事務局に一任し、学校統合準備委員会、町PTA協議会に上程するという方がいいか。
全委員	異議なし。
事務局	それぞれの開催のタイミングにもよるが、町PTA協議会の説明の機会が早い場合は、学校統合準備委員会の書面開催による審議について委員長に相談する。町PTA協議会の開催がしばらく先であれば、学校統合準備委員会、教育委員会議での承認を受けたのち、町PTA協議会に上程させていただく。
西浦部会長	他に意見はないか。
高島委員	委員選出規定の(1)は兄弟関係がいる人が対象になるということか。
事務局	兄弟関係がなければ、一度でも学級委員を務めれば除外されるが、兄弟がいる場合は、兄や姉の分で学級委員を経験していても、弟や妹が入学してきたときには、除外対象にならないという

ことを示している。

高畠委員 (2)と同じではないか。

事務局 (2)は2年連続で学級委員の選出対象にならないように設けている規定である。

高畠委員 やはり少しわかりにくい。

関委員 私も(2)と同じだと思っていた。

西浦部会長 はっきりと「除外ではない」と書くべきか。

高畠委員 (1)をなくしてしまえば、除外対象がかなり減るので、対象者がいなくなるリスクは低くなる。

事務局 確かにそうすれば対象者はかなり増えるので、選出しやすくなると思う。一人っ子の場合でも2回学級委員をやる可能性があるということになる。

高畠委員 それはない。

事務局 (1)をなくしてしまうと、(2)の規定で、前年度に学級委員をした者しか除外にならないので、一人っ子でも1年生のときに学級委員をした人が3年生のときにもう一度選出対象になる。

高畠委員 (2)の「前年度」は削除する前提である。

事務局 それは保護者単位でみるのか。

高島委員 生徒単位である。

事務局 そうなると（１）と（２）が同じになる。

高島委員 そう考えると（２）がいらないのかもしれない。

事務局 （２）をなくすと、兄弟関係がある場合、２年連続で選出対象になるがそれは問題ないか。

関委員 現状、上牧小学校は２年連続で選出対象になる。

高島委員 上牧中学校は２年連続で選出対象にならないようになっている。上牧第三小学校は２年連続で選出対象になる。

小倉委員 上牧第二中学校も２年連続で選出対象になる。

事務局 それでは、（２）を削除するというものでいいか。

全委員 異議なし。

西浦部会長 少し修正箇所が出てきているが、この部分の修正についても事務局一任でいいか。

全委員 異議なし。

西浦部会長 他に意見はないか。

高島委員 規定されている除外規定以外の理由で、免除を求められるケー

スがある。その場合、上牧第二中学校では診断書の提出を求めるような内容になっていると聞いた。

事務局 確認すると、仕事を理由とする免除は承認できないことと、病気等を理由とする場合は証明書を提出してもらう場合があるという記載がある。

高島委員 現在の上牧中学校の規定には、そういう証明書の提出を求めることができる規定もないので、その理由を書かれてしまうとそれ以上求めることができない。

事務局 それは規定があったほうがいいのか。むしろ記載することで、助長してしまわないかが気がかりである。記載がないことで、病気等を理由に免除を求められたときに、認めざるを得ないということか。

関委員 証拠はないけど、そう書いているから免除せざるを得ないという状況である。

事務局 証明書の提出に関する記載があることで、抑止になるということか。

高島委員 お見込みのとおりである。

西浦部会長 PTAは任意団体なので、それを強制することはできない。書き方には注意を払わないといけない。

事務局 上牧第二中学校のように「提出してもらう場合がある」くらいのニュアンスがいいのかもしれない。

関委員 上牧第二中学校では、きちんと証明書を提出されているのか。

小倉委員 提出されている。

菊地委員 病気だけでなく、介護の場合もある。

事務局 それでは上牧第二中学校の会則を参考に、規定を追加させていただくということによいか。

全委員 異議なし。

関委員 今回の修正にあわせて、調査票の修正もしたほうがいいと思う。

事務局 承知した。

西浦部会長 他に意見はないか。

関委員 会計監査に関する具体的な条件や決定方法の記載がないが、PTA内で決めるということによいか。

事務局 理事会で会員から選出し、総会で承認を受けるとしているので、毎年度協議の上決めるということになる。

関委員 承知した。

3. その他（連絡事項等）

西浦部会長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

事務局 本日の会議の内容・ご意見を踏まえて、会則案については修正対応し、部会長の確認を受けたのち、各委員の皆さまに修正した会則案を配付するので、もしご意見があればお寄せいただきたいと思うので、引き続きよろしく願います。

西浦部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため事務局に進行を移したいと思う。

4. 閉会

事務局 以上をもって第6回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議を閉会する。

以上